

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県条例第二十一号

#### 広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。  
第三十四条第一項第四号中「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない  
社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第六項に規定するものを除く。)  
」を削り、同条第五項中「法人税法第二条第六号の公益法人等(」を「公益法人等(法  
人税法第二条第六号の公益法人等並びに)」に、「法人を含む」を「特定非営利活動法人  
をいう」に改め、同条第六項中「含む」の下に「。以下この節において「人格のない社  
団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。  
第三十四条の三の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人で  
ない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下「法人等」という。)  
」を削り、同条第四項中「法人等」を「法人」に改める。  
第三十四条の四の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。  
第四十五条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「法人等の均等割  
」を「法人の均等割」に、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次の  
ように改める。

法 人 の 区 分		税 率
一 次に掲げる法人	年額 一 二万円	
イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第三十四条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)		
ロ 人格のない社団等		
ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)		
ニ 法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二の規定により算定した金額。以下この表において「資本金等の額」という。)を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)		
一 資本金等の額が千万円以下であるもの		
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額 五万円	

三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額 十三万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額 五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額 八十万円

第四十五条第二項中「法第五十二条第二項第一号の二」を「同項第一号の二」に改め、「若しくは第四号」を削る。

第四十六条（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改める。

第四十六条の二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「法人等」を「法人」に改め、同項第六号中「若しくは同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）」を「又は第三十四条第五項に規定する公益法人等」に改め、「又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」を削り、同条第三項中「法人等」を「法人」に改める。

第五十二条第一項第三号から第五号までの規定中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十二条の二の見出しを「（第四十七条第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の申請手続）」に改める。

第五十二条の三の見出しを「（第四十七条第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予の取消し）」に改める。

第五十六条第二項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に、「令第三十六条の二の二第二項」を「令第三十六条の二の二」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で令第三十六条の二の二第二項に規定するもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条中第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十項中「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第十一条第一項第七号イの事業及び」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）（第十一条第一項第七号イの事業又は）」に改め、「。以下「旧農用地整備公団法」といふ。」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第六十四条の三第九項第一号中「又は独立行政法人緑資源機構（以下この条及び次条において「土地改良区等」という。）」を削り、同項第二号中「土地改良区等」を「土地改良区」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を削り、同項第三号から第五号までの規定中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第十項第二号中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第二項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六十五条第十一項中「土地改良区等」を「土地改良区」に、「前条第八項第二号」を「前条第九項第二号」に改め、同条第十二項中「前条第九項第二号」を「前条第十項第二号」に改める。

附則第十一条の二第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改める。

附則第十一条の二の五第一項中「及び第四項」を削り、同条第四項及び第五項を削る。附則第十二条の二第一項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に、「令第三十六条の二の二第二項」を「令第三十六条の二の二」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で令第三十六条の二の三に規定するもの」及び「若しくは同条第三項本文」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項中「地方税法施行規則附則第五条第一項に規定する電気を動力源とする自動車、同条第二項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車、同条第三項」を「電気自動車（地方税法施行規則附則第五条第一項に規定する電気を動力源とする自動車をいう。第四項において同じ。）、天然ガス自動車（地方税法施行規則附則第五条第二項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第四項において同じ。）、地方税法施行規則附則第五条第三項」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「地方税法施行規則附則第五条の二第二項に規定する許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境

保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で地方税法施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第五条の二第六項に規定するもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの

附則第十四条第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので同条第七項に規定するもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一

日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改める。

附則第十六条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百三条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合には、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第十二条の二の二第五項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第十二条の二の二第六項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則第十二条の二の二第七項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第十二条の二の二第八項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第九項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で地方税法施行規則附則第十二条の二の二第十項に規定するものに適合するもの

附則第十七条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(狩猟税の税率の特例)

第十九条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「中小法人等」を「中小法人」に改め、同条第一項及び第二項中「資本若しくは出資」を「資本金の額若しくは出資金の額」に改める。

(ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正)

第三条 ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「若しくは第四号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中広島県税条例附則第十六条第一項及び附則第十七条第二項の改正規定は、平成二十年五月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の広島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日前に第一条の規定による改正前の広島県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十一条の二の五第四項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第五項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「広島県税条例等の一部を改正する条例（平成二十年広島県条例第二十一号）の施行の日前」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

4 旧条例第三十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

5 新条例第四十五条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第五号の公共法人又は同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものに対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、適用日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、適用日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新条例第五十六条第二項の規定は、平成二十年五月一日以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、同日前にされた旧条例第五十六条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は事業を行う者でその使用する従業員に譲渡する住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適

用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十六条第一項の規定は、平成二十年五月一日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税の税率について適用し、同日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十六条第六項、第七項及び第九項の規定は、平成二十年五月一日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新条例附則第十七条第二項の規定は、平成二十年五月一日以後に第四百四十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この条において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十四条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、同日前に軽油の引取り等が行われた場合又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第七条 新条例附則第十九条の規定は、適用日以後に狩猟者の登録を受ける者に對して課すべき狩猟税について適用し、適用日前に狩猟者の登録を受けた者に對して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正に伴う経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定は、適用日以後に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税の均等割について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の県民税の均等割及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

2 旧条例第三十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に對して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 第三条の規定による改正後のひろしまの森づくり県民税条例第三条の規定（新条例第四十五条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、法人税法第二条第五号の公益法人又は同条第六号の公益法人等で均等割のみを課されるものに對して課する平成十九年度分の法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。